

認定こども園の認定等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）に係る、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に基づく認定並びに法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「施行規則」という。）に基づく届出等に関する事務の取扱いについて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年千葉県規則第28号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 認定の手続

1 私立認定こども園の認定申請の手続

- (1) 認定申請を行う者は、法第4条第1項及び施行規則第8条の規定により、別表1の1に掲げる書類を、施設を設置する市町村を経由して知事へ提出すること。
- (2) 市町村長は法第3条第6項の規定により、知事から認定に係る協議があった場合には、別表1の2に掲げる書類を知事へ提出すること。

2 公立認定こども園の認定申請の手続

認定申請を行う市町村長は、法第4条第1項及び施行規則第8条の規定により、別表2に掲げる書類を、知事へ提出すること。

第3 内容変更届の手続

1 私立認定こども園の内容変更届の手続

- (1) 法第4条各号に掲げる事項及び教育保育概要として施行規則第28条の規定により周知された事項を変更しようとする設置者は、法第29条第1項の規定により、別表3に掲げる書類を、施設の所在する市町村を経由して知事へ提出すること。
- (2) 変更届を受け付けた市町村は、変更内容を確認の上、当該変更届に意見書を添えて知事へ提出すること。

2 公立認定こども園の内容変更届の手続

法第4条各号に掲げる事項及び教育保育概要として施行規則第28条の規定により周知された事項を変更しようとする市町村は、法第29条第1項の規定により、別表4に掲げる書類を知事へ提出すること。

第4 認定の辞退の手続

1 私立認定こども園の認定の辞退の手続

- (1) 私立認定こども園の認定を辞退しようとする設置者は、施行細則第5条の規定により、別表5に掲げる書類を、施設の所在する市町村を経由して知事へ提出すること。
- (2) 届出書を受け付けた市町村は、届出内容を確認の上、当該届出書に意見書を添えて

知事へ提出すること。

2 公立認定こども園の認定の辞退の手續

公立認定こども園の認定を辞退しようとする市町村は、施行細則第5条の規定により、別表5に掲げる書類を知事へ提出すること。

第5 運営状況の報告の手續

認定こども園の運営の状況を報告しようとする設置者は、法第30条第1項の規定により、運営状況報告書（施行細則第十二号様式）に関係書類を添えて知事へ提出すること。

第6 その他

1 軽微な利用定員の変更

施行規則第28条第1号で規定する軽微な変更として知事が定める数は、保育を必要とする子どもの利用定員及び保育を必要とする子ども以外の利用定員のそれぞれ10分の1以内とする。

2 用紙の大きさ

申請書等の用紙の大きさは、日本工業規格A列4版とする。

3 提出部数

知事に提出する書類の部数は、1部とする。

4 提出期限

認定申請は県が別途定める期日までに提出すること。

附 則

1 この要領は、令和2年8月4日から施行する。

2 認定こども園認定事務等取扱要綱は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月23日から施行する。

別表1の1 私立認定こども園認定申請提出書類

1 申請書(届出書)	認定こども園認定申請書(施行細則第一号様式)	
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等(※1)	(1) 事業の用に供する不動産の一覧(別紙第1号様式)	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類(地図・案内図)	
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	
	(4) 公図の写し	
	(5) 不動産賃貸借契約書写し	
	(6) 住居表示を証明する書類	
3 園地、園舎その他設備(※2)	(1) 園地、園舎その他設備の規模及び構造(別紙第2号様式)	
	(2) 園舎の配置図、平面図及び立面図	
	(3) 仕上表	
	(4) 写真	
	(5) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料	
	(6) 教育及び保育に必要な医薬品及び医療品一覧	
4 運営関係	(1) 認定こども園の運営に関する規程	
	(2) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画	
	(3) 指導計画	
	(4) 日課表	
	(5) 学級編制等に関する調書(別紙第3号様式)	
	(6) 子育て支援事業に関する調書(別紙第4号様式)	
	(7) 学校保健計画等	
	(8) 学校安全計画等	
	(9) 事故等が発生した場合の補償に係る資料(損害賠償保険証書の写し等)	
5 法人格等(※3)	(1) 法人調書(別紙第5号様式)	
	(2) 定款、寄附行為その他法人の規約	
	(3) 法人登記簿履歴事項全部証明書	
	(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙第6号様式)	
6 経営者及び職員(※4)	(1) 役員について	①役員(評議員)名簿(別紙第7号様式)
		②法人代表者の履歴書(又は経歴書)写し
	(2) 園長について	①園長選任理由書(別紙第8号様式)
		②履歴書(又は経歴書)写し
		③資格証明書写し
	(3) 職員について	①職員名簿(別紙第9号様式)
		②資格証明書写し
		③調理業務委託契約書等写し
	(4) 運営委員会について	①運営委員会規則
		②委員名簿
(5) 嘱託医について	①契約書写し	
	②資格証明書写し	
7 財務・資産状況	(1) 直近3期の決算書(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに代わるもの)	

	(2) 事業開始年度における予算書	
	(3) 預金残高証明書	
8 法人の規程等	(1) 経理規程	
	(2) 就業規則	
	(3) 育児・介護休業規程	
	(4) 自己評価・外部評価に関する規程又は計画	
	(5) その他規程等	
9 関係法令等に基づく届出等	(1) 消防機関関係	①消防計画写し
		②消防用設備等検査済証又は消防用設備点検結果報告書写し
	(2) 建築確認申請書、確認済証及び検査済証写し又はこれらに代わるもの	
	(3) 土地利用に関する法令上の規制が解除されていることを証する書面写し	
	(4) 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	
10	理事会等の議事録写し	
11	その他知事が必要と認める書類	

※1 「(5) 不動産賃貸借契約書写し」については、土地又は建物の貸与を受ける場合に提出すること。

※2 「(3) 仕上表」は保育室等を3階以上に設置する場合、「(5) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料」は該当する場合に提出すること。

※3 申請者が社会福祉法人以外の法人である場合には、「(1) 法人調書(別紙第5号様式)」に代わり法人概要が分かるものを、申請者が個人である場合は「(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別紙第6号様式)」のみを提出すること。

※4 「(4) 運営委員会について」に係る書類は、申請者が社会福祉法人及び学校法人以外である場合に提出すること。

別表1の2 私立認定こども園認定申請に係る市町村提出書類

1	意見書
2	小学校就学前の子どもに関する調書(別紙第10号様式)

別表2 公立認定こども園認定申請提出書類

1 申請書(届出書)	認定こども園認定申請書(施行細則第一号様式)	
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	(1) 事業の用に供する不動産の一覧(別紙第1号様式)	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類(地図・案内図)	
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	
	(4) 公図の写し	
	(5) 住居表示を証明する書類	
3 園地、園舎その他設備(※1)	(1) 園地、園舎その他設備の規模及び構造(別紙第2号様式)	
	(2) 園舎の配置図、平面図及び立面図	
	(3) 仕上表	
	(4) 写真	
	(5) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料	
	(6) 教育及び保育に必要な医薬品及び医療品一覧	
4 運営関係	(1) 認定こども園の運営に関する規程	
	(2) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画	
	(3) 指導計画	
	(4) 日課表	
	(5) 学級編制等に関する調書(別紙第3号様式)	
	(6) 子育て支援事業に関する調書(別紙第4号様式)	
	(7) 学校保健計画等	
	(8) 学校安全計画等	
	(9) 事故等が発生した場合の補償に係る資料(損害賠償保険証書の写し等)	
5 職員	(1) 園長について	①履歴書(又は経歴書)写し
	(2) 職員について	①職員名簿(別紙第9号様式)
		②資格証明書写し
		③調理業務委託契約書等写し
	(3) 嘱託医について	①契約書写し
		②資格証明書写し
6 規程等	(1) 自己評価・外部評価に関する規程又は計画	
	(2) その他規程等	
7 関係法令等に基づく届出等	(1) 消防機関関係	①消防計画写し
		②消防用設備等検査済証又は消防用設備点検結果報告書写し
	(2) 建築確認申請書、確認済証及び検査済証写し又はこれらに代わるもの	
(3) 土地利用に関する法令上の規制が解除されていることを証する書面写し		
8 認定こども園の設置及び管理に関する条例(条例案)		
9 その他知事が必要と認める書類		

※1 「(3) 仕上表」は保育室等を3階以上に設置する場合、「(5) 園庭を代替地又は屋上とする場合の説明資料」は該当する場合に提出すること。

別表3 私立認定こども園内容変更届提出書類

提出書類		変更事由							
		園舎・設備	定員	教育保育概要	園長	代表者	法人等の名称又は所在地	施設所在地	施設名称
1 認定こども園内容変更届（施行細則第十号様式）		○							
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	(1) 事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）	△						○	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）							○	
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	△						○	
	(4) 公図の写し							○	
	(5) 不動産賃貸借契約書写し	△						△	
	(6) 住居表示を証明する書類							○	
3 園地、園舎その他設備	(1) 変更前後の園地、園舎その他設備の規模及び構造（別紙第11号様式）	○	○					○	
	(2) 変更前後の園舎の配置図、平面図及び立面図	○	○					○	
4 認定こども園の運営に関する規程			○	○				○	○
5 法人格等	(1) 定款、寄附行為その他法人の規約						○		
	(2) 法人登記簿履歴事項全部証明書						○		
6 経営者及び職員	(1) 法人代表者の履歴書（又は経歴書）写し					○			
	(2) 園長について	①園長選任理由書（別紙第8号様式）			○				
		②履歴書（又は経歴書）写し			○				
		③資格証明書写し			○				
(3) 職員について	職員名簿（別紙第9号様式）		○						
7 建築確認申請書、確認済証及び検査済証写し又はこれらに代わるもの		△						○	
8 理事会等の議事録写し					○	○	○		○
9 その他知事が必要と認める書類		○							

- ※1 「△印」となっている書類については、変更事由に応じて省略可能。
- ※2 変更事由が複数の場合は、変更事由をまとめて届け出ることができる。
- ※3 表中にない事由を変更する場合、その都度相談し指示を受けること。
- ※4 定員とは、認定申請に係る定員をいう。

別表4 公立認定こども園内容変更届提出書類

提出書類		変更事由					
		園舎・設備	定員	教育保育概要	園長	施設所在地	施設名称
1 認定こども園内容変更届（施行細則第十号様式）		○					
2 施設の所在地及び事業の用に供する不動産等	(1) 事業の用に供する不動産の一覧（別紙第1号様式）	△				○	
	(2) 施設の地理的状況を把握する書類（地図・案内図）					○	
	(3) 不動産登記簿履歴事項全部証明書	△				○	
	(4) 公図の写し					○	
	(5) 住居表示を証明する書類					○	
3 園地、園舎その他設備	(1) 変更前後の園地、園舎その他設備の規模及び構造（別紙第11号様式）	○	○			○	
	(2) 変更前後の園舎の配置図、平面図及び立面図	○	○			○	
4 認定こども園の運営に関する規程			○	○		○	○
5 職員	(1) 園長について	①履歴書（又は経歴書）写し				○	
	(2) 職員について	①職員名簿（別紙第9号様式）			○		
6 その他知事が必要と認める書類		○					

- ※1 「△印」となっている書類については、変更事由に応じて省略可能。
- ※2 変更事由が複数の場合は、変更事由をまとめて届け出ることができる。
- ※3 表中にない事由を変更する場合、その都度相談し指示を受けること。
- ※4 定員とは、認定申請に係る定員をいう。

別表5 認定の辞退届提出書類

1 申請書	認定こども園認定辞退届（施行細則第三号様式）
2 認定の辞退を決定した理事会等の議事録の写し（公立施設にあっては、条例（条例案）等）	

別紙第1号様式

事業の用に供する不動産の一覧表

種 別	所在地	面積 (㎡)	所有形態	登記 の 有無	第三者所有の 場合その氏名	備考
土 地			自己所有 地上権 (期間 年) 賃貸借 (期間 年)			
建 物			自己所有 賃貸借 (期間 年)			

(注) 記載に係る不動産を担保に供している場合は、備考欄にその旨記載すること。

園地、園舎その他設備の規模及び構造

1 土地及び建物の規模及び構造

園地面積	0.00㎡	
建物の構造	●●●●造●階建	
建築面積	0.00㎡	
園舎面積	面積	0.00㎡
	必要面積	0.00㎡
園庭	面積	0.00㎡
	必要面積	0.00㎡
	敷地内・外等の状況	

2 乳児室、保育室等

室名		室数	有効面積	定員	1人当たり有効面積	備考
乳児室 又はほふく室	0歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	0歳～1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	0歳～1歳を同室とする場合
	計	0	0.00㎡	0人		
保育室 又は遊戯室	2歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	3歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	4歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	5歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	●歳～■歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	●歳～■歳を同室とする場合
	遊戯室	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
	計	0	0.00㎡	0人		

3 各設備等

設備の区分	設置の有無	備考
保健室		
調理室		
便所		個数:大●個、小●個
飲料水用設備		
手洗用設備		
足洗用設備		
調乳室		
沐浴室		
調理室前室		
食品保管庫		
下処理室		
事務室(職員室)		
休憩室		
職員用便所		
子育て支援事業室		事業名:●●●●●事業

(注) 1 建物が複数ある場合は、建物毎に本表を作成すること。

2 保健室を事務室等と兼用する場合は、保健室の備考欄に兼用する室名を記載すること。

別紙第3号様式

学級編制等に関する調書

	学級数	クラス名	定員		担当職員名 (補助者名)
			1号認定	2・3号認定	
0 歳 児		(1)			
		(2)			
		小計		人	
1 歳 児		(1)			
		(2)			
		小計		人	
2 歳 児		(1)			
		(2)			
		小計		人	
3 歳 児	学級	(1)			
		(2)			
		小計	人	人	
4 歳 児	学級	(1)			
		(2)			
		小計	人	人	
5 歳 児	学級	(1)			
		(2)			
		小計	人	人	
合計	学級	クラス	人	人	

(注) クラス名は「〇〇組」等を記載すること。なお、クラス名を定めていない場合は「〇歳児クラス①」、「〇歳児クラス②」のように記入すること。

子育て支援事業に関する調書

【事業名】	
【内容】 ※法施行規則第2条各号に掲げる子育て支援事業とすること。	
【開設日・時間】	
【地域の需要の把握及び利用見込み児童数】	
【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮、地域の期間及び人材等の活用など)	
【対象】	
【実施体制（場所、職員の配置状況等）】	
【利用料】	
法施行規則第2条各号以外の子育て支援事業	
事業名	
事業概要	【実施内容等】

※ 実施する子育て支援事業については、適宜パンフレット等事業の内容が分かるものを添付すること。

(補足) 別紙第4号様式の作成について

実施する子育て事業については、以下の認定こども園法施行規則に掲げる事業に該当していること。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
(法第二条第十二項の主務省令で定める事業)

第二条法第二条第十二項の主務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 二 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- 四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- 五 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

別紙第5号様式

法人調書

1 名 称

2 事務所の所在地

主たる事務所

従たる事務所

3 設立認可年月日 年 月 日

4 設立登記年月日 年 月 日

5 役員 (理事 名、監事 名)

6 評議員の有無 (定数 名、現員 名)

7 現在経営している学校及び社会福祉施設の状況

施設等種別	名称	所在地	事業開始年月日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

千葉県知事

様

住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

印

認定こども園の認定の申請に当たり、下記に該当しない者であることを誓約します。

記

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号）

四 次のいずれにも該当するものでないこと。

- イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- ヘ 申請者が、認定の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

認定こども園の設置者の欠格事由に該当しない旨の誓約書の政令、省令該当箇所

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令

(法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）
- 二 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）
- 三 教育職員免許法（昭和三十四年法律第百四十七号）
- 四 生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）
- 五 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）
- 六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和三十二年法律第三十号）
- 七 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）
- 八 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）
- 九 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）
- 十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
- 十二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）
- 十三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
- 十四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）

(法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定)

第二条 法第三条第五項第四号ハ及び第十七条第二項第二号の政令で定める労働に関する法律の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和三十二年法律第四十九号）第百七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第二百十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百十一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

(法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

- 第四条 法第三条第五項第四号ニただし書の主務省令で定めるニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、都道府県知事（同条第一項に規定する指定都市等所在施設（以下単に「指定都市等所在施設」という。）である幼稚園若しくは保育所等又は同条第三項に規定する連携施設（以下単に「連携施設」という。）については、当該指定都市等の長。第七条第一項第一号、第二十八条第一号及び第二十九条第二号において同じ。）（法第三条第一項又は第三項の規定により都道府県又は指定都市等の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県又は指定都市等の教育委員会。第二十八条及び第二十九条において同じ。）が法第三十条第三項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。
- 2 前項の規定は、法第三条第五項第四号ホただし書の主務省令で定めるホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。

(法第三条第五項第四号ホの主務省令で定める申請者の親会社等)

第五条 法第三条第五項第四号ホに規定する申請者（以下この条において「申請者」という。）の親会社等（次項及び第四項第一号において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超える者
 - 二 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
 - 三 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。次項第三号及び第三項第三号において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
 - 四 申請者の事業の方針の決定に関して、前三号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者
- 2 法第三条第五項第四号ホの主務省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者
 - 二 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
 - 三 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - 四 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 3 法第三条第五項第四号ホの主務省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超える者
 - 二 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
 - 三 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - 四 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前三号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 4 法第三条第五項第四号ホの主務省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。
- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。
 - 二 法第三条第一項又は第三項の規定により認定を受けた施設の設置者であること。

園長選任理由書

氏名		年齢	才
最終学歴 (卒業学校・学部名等)		主な職歴	
就任(予定)年月日		年	月 日(就任・予定)
資格要件 の区分	次の1又は2のいずれかの要件を満たす者であること <input type="checkbox"/> 1 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第20条又は第21条に規定する要件 (該当事由:第 条第 号) <input type="checkbox"/> 2 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号子ども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知)別紙2のIIの1(2)の(イ)iの(注)の要件 (該当事由:)		
勤務経験	学校等:	年	月
	児童福祉施設等:	年	月
選任する理由(※)			
教育及び保育に関する知識・経験			
教育及び保育に対する熱意			
施設運営能力 管理能力等			
選任の経緯 (理事会の審議内容等)			

(補足) 別紙第8号様式の作成について

園長を決定する場合には、必ず就任予定の園長が以下の要件に該当するか確認すること。

○認定こども園認定審査基準

(職員資格)

第5条第2項に規定の要件

○学校教育法施行規則

[校長の資格]

第二十条 校長(学長及び高等専門学校の校長を除く。)の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)による教諭の専修免許状又は一種免許状(高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状)を有し、かつ、次に掲げる職(以下「教育に関する職」という。)に五年以上あつたこと

イ 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)の園長を含む。)の職

ロ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長(幼保連携型認定こども園の副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員(以下本条中「教員」という。)の職

ハ 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。)、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。)の職

ニ 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

ヘ 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設(以下「在外教育施設」という。)で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

ト ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

チ 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)による少年院又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による児童自立支援施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。)において教育を担当する者の職

リ イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員(単純な労務に雇用される者を除く。)の職

ヌ 外国の官公庁におけるリに準ずる者の職

二 教育に関する職に十年以上あつたこと

[私立学校の特例]

第二十一条 私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、五年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

(注) 施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。

<児童福祉事業等に従事した者の例示>

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

<同等以上の能力を有すると認められる者の例示>

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

小学校就学前の子どもに関する調書

1 基本情報 (年4月1日現在)

区分	世帯数	人口 A	就学前の 子ども の数 B	B/A (%)	保育を必 要とする 子ども以 外の子ど もの数 C	C/B (%)	保育を必 要とする 子ども の数 D	D/B (%)
市町村 行政区域								
施設所 在区域								

※ 「施設所在区域」については、各市町村が子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定による、子ども・子育て支援事業支援計画で定めた区域のうち、設置施設が属する区域とする。(以下同じ。)

2 施設所在区域における保育を必要とする子どもの事由別内訳 (年4月1日現在)

事由	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
保育を必 要とす る子ど もの数											

3 施設所在区域における保育を必要とする子どもの年齢別内訳 (年4月1日現在)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳～	計
人数							

4 設置施設における利用予定の子どもの数 (年 月 日現在)

区域内か らの利用	区域外か らの利用	利用予定の 子どもの数	内訳					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳

※ カッコ書きで保育を必要とする子ども以外の子どもの数を記入すること。

(注)

本調書の時点は、直近の年の4月1日現在で入力してください。

例えば、令和4年4月1日開所予定で、令和3年11月30日に認可・認定申請書を提出する場合は、令和3年4月1日現在で入力してください。

5 市町村子ども・子育て支援事業計画における●●年度の施設所在区域の教育・保育の需要と供給

		保育を必要とする子ども以外の子どもの数	保育を必要とする子ども			
			3歳以上児		0歳	1～2歳
			教育ニーズ	保育ニーズ		
1 必要利用定員総数（量の見込み） ※当該年度の4月1日時点の「計画上の数値」を記載すること	①全区域					
	②当該区域					
2 現状の必要利用定員総数 ※計画上の数値から変動がない場合、上記の数値を転記すること ※計画上の数値から変動がある場合、その数値を記載すること	①全区域					
	②当該区域					
3 当該区域で、当該年度の4月1日時点の利用定員	①特定教育・保育施設					
	②確認を受けない幼稚園					
	③特定地域型保育事業所					
	④認可外保育施設（運営費等の支援を受けているもの）					
	⑤計		0	0	0	0
4 当該区域で、当該年度の4月1日時点で不足する数 ※「2の②」から「3の⑤」を差し引いた数値			0	0	0	0
5 当該区域で、当該年度に増加する利用定員数	①特定教育・保育施設					
	②確認を受けない幼稚園					
	③特定地域型保育事業所					
	④認可外保育施設（運営費等の支援を受けているもの）					
	⑤計		0	0	0	0
6 当該区域で、当該年度以降に確保を要する数 ※「4」から「5の⑤」を差し引いた数値			0	0	0	0
7 当該区域で、当該年度以降に増加する利用定員数（見込）	① 年度					
	② 年度					
	③ 年度					
	④ 年度					
	⑤計		0	0	0	0

(注)
 本調書の時点について、「●●年度」と記載されている箇所は、開所予定日の属する年度の計画の数値を入力してください。
 例えば、令和4年4月1日開所予定であれば、令和4年度の計画の数値を入力してください。また、先の例で言えば、左の表中「当該年度」は「令和4年度」のことになり、「当該年度以降」とは「令和5年度～」になります。

園地、園舎その他設備の規模及び構造

1 土地及び建物の規模及び構造

		変更前	変更後
園地面積		0.00㎡	0.00㎡
建物の構造		●●●●造●階建	●●●●造●階建
建築面積		0.00㎡	0.00㎡
園舎面積	面積	0.00㎡	0.00㎡
	必要面積	0.00㎡	0.00㎡
園庭	面積	0.00㎡	0.00㎡
	必要面積	0.00㎡	0.00㎡
敷地内・外等の状況			

2 乳児室、保育室等

		室名	室数	有効面積	定員	1人当たり有効面積	備考
変更前	乳児室 又はほふく室	0歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		0歳～1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	0歳～1歳を同室とする場合
		計	0	0.00㎡	0人		
	保育室 又は遊戯室	2歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		3歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		4歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		5歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		●歳～■歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	●歳～■歳を同室とする場合
		遊戯室	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
計		0	0.00㎡	0人			
変更後	乳児室 又はほふく室	0歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		0歳～1歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	0歳～1歳を同室とする場合
		計	0	0.00㎡	0人		
	保育室 又は遊戯室	2歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		3歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		4歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		5歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
		●歳～■歳	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	●歳～■歳を同室とする場合
		遊戯室	0	0.00㎡	0人	0.00㎡/人	
計		0	0.00㎡	0人			

3 各設備等

設備の区分	設置の有無		備考
	変更前	変更後	
保健室			
調理室			
便所			個数:大●個、小●個
飲料水用設備			
手洗用設備			
足洗用設備			
調乳室			
沐浴室			
調理室前室			
食品保管庫			
下処理室			
事務室(職員室)			
休憩室			
職員用便所			
子育て支援事業室			事業名:●●●●事業

(注) 1 建物が複数ある場合は、建物毎に本表を作成すること。

2 保健室を事務室等と兼用する場合は、保健室の備考欄に兼用する室名を記載すること。